

南海トラフ地震・首都直下地震 等大規模災害時の応援のあり方 に関する検討会の論点（案）

総務省自治行政局公務員部応援派遣室

南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会の論点（案）

〈論点1〉 応援ニーズの把握手法

- 南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時において、甚大な被害による行政機能の停止や指揮系統の混乱、通信手段の断絶などから、被害市区町村から応援要請が来ない場合や被害状況の把握ができない場合が想定される中、どのように被災市区町村の被害状況や応援ニーズを把握するか。

《応急対策職員派遣制度における応援要請について》



《「総括支援チーム」とは》 被災地域ブロック内及び全国の地方公共団体による応援職員の派遣

役割	被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など	総括支援チームの構成イメージ	災害マネジメント総括支援員 (GADM)	(1名)
構成	災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム ・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者 ・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者		災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者	(1～2名)
			連絡調整要員	(1～2名)

〈参考〉 総括支援チームの構成員の登録数

- ・ 災害マネジメント総括支援員 (GADM)：303名 (令和3年3月4日時点)
- ・ 災害マネジメント支援員：412名 (令和3年3月4日時点)

南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会の論点（案）

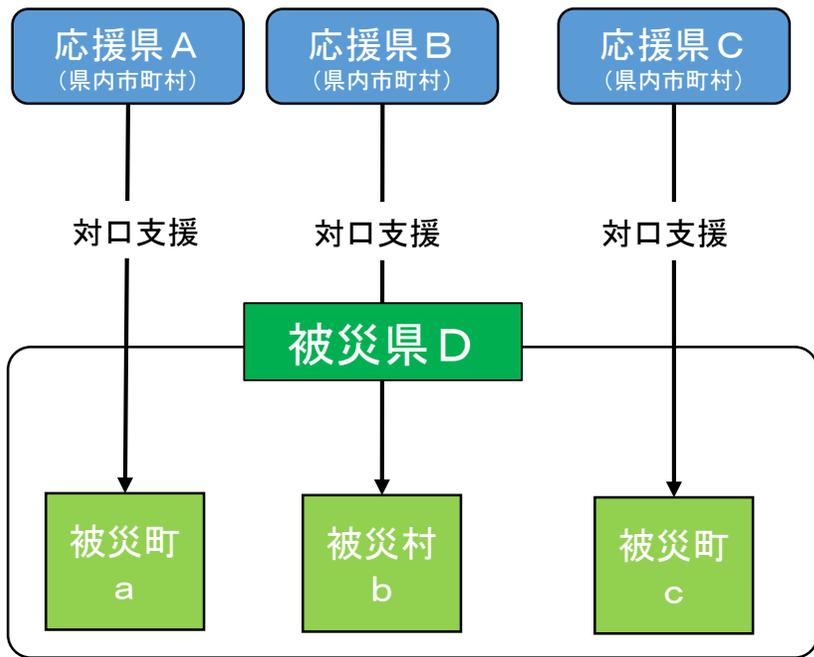
〈論点2〉支援方式の検討

- 被災市区町村が多数に及び、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市（あわせて67団体）を原則として1対1で割り当てる現行の対口支援方式では対応できない場合、どのような方式により応援職員を派遣するか。
- 支援先の状況に応じ、支援団体の追加、変更も必要となるが、その調整を多数の被災団体及び支援チームを対象に行う場合、どのように行うか。

《現行の対口支援と超大規模災害時における支援方式について》

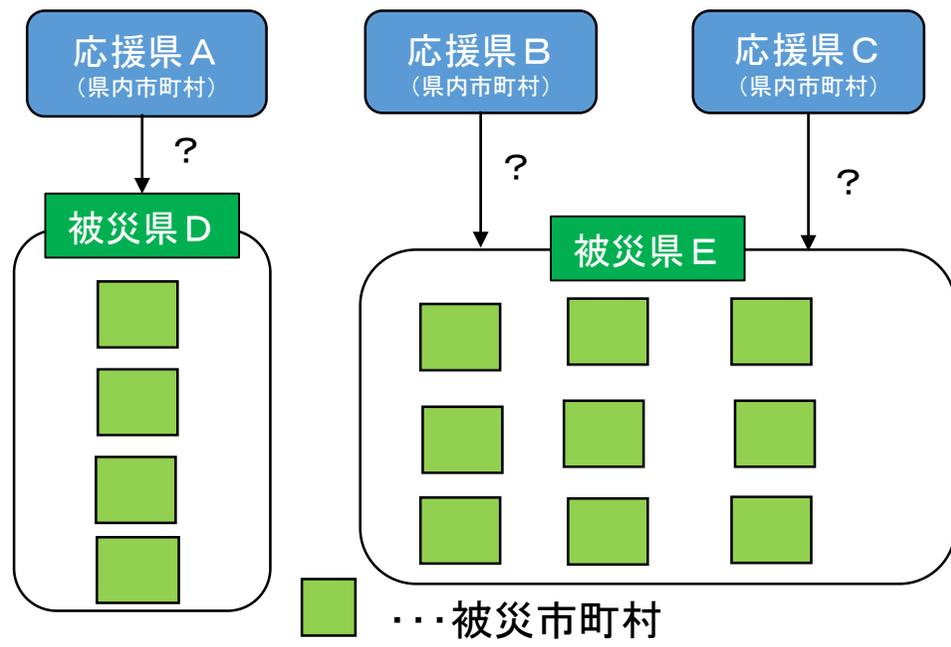
〈現行〉

都道府県又は指定都市が被災市町村を一対一で支援



〈超大規模災害時（想定）〉

被災市町村数が広域にわたり、応援自治体数を超える想定



南海トラフ地震・首都直下地震等大規模災害時の応援のあり方に関する検討会の論点（案）

〈論点3〉膨大な応援ニーズへの対応

- 避難者数や住家被害が大きく、応援ニーズを全てカバーすることができない事態も想定されるが、その場合、どのような対応がとられるべきか。

〈参考1〉東日本大震災による被災自治体への派遣人数（平成23年7月1日時点）

	派遣人数			団体数		
	県	市町村		県	市町村	
青森県	1		1	1		1
岩手県	501	66	435	13	1	12
宮城県	1,517	248	1,269	19	1	18
福島県	404	152	252	22	1	21
茨城県	13		13	4		4
千葉県	24	3	21	2	1	1
合計	2,460	469	1,991	61	4	57

※平成23年7月1日時点で被災自治体に派遣中の職員について記載。

（出典）東日本大震災による被災地への地方公務員の派遣状況調査

〈参考2〉南海トラフ地震及び首都直下地震に備え、対策が必要な地域として指定されている地方公共団体数

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域（※1）として指定されている地方公共団体数
1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在）
うち重点受援県（※2）10県285市町村
- ・首都直下地震緊急対策区域（※3）として指定されている地方公共団体数
1都9県309市区町村（平成27年3月31日現在）
うち受援都道府県（※4）4都県212市区町村

〈※1〉南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として内閣総理大臣が指定する区域をいう。

〈※2〉南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に係る計画で定められている静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県をいう。

〈※3〉首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域として内閣総理大臣が指定する区域をいう。

〈※4〉首都直下地震における具体的な応急対策活動に係る計画において、全国からの広域応援部隊を集中投入するとされている埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のみをいう。

〈論点4〉その他の検討項目

- 個別の災害に対するアクションプランを作成する際に、留意すべき事項は何か。
- 受援団体において留意すべき事項は何か。

〈個別の災害に対するアクションプランを作成する際に、留意すべき事項のイメージ〉

- ・ 被害想定
- ・ 災害時相互応援協定等の締結状況
- ・ 南海トラフ地震の半割れ・臨時情報発令時の対応 等

〈受援団体において留意すべき事項のイメージ〉

- ・ 民間委託等の活用、NPO・ボランティア団体等との連携・協働 等